**平成２７年（フ）第７２号**
北海道小樽市銭函２丁目７番28号　アイケア春かぜぜに函、前住所北海道小樽市稲穂３丁目８番14号
債務者　佐藤　武彦
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２７年（フ）第７６号**
北海道小樽市祝津１丁目２番149号　祝津住宅８号棟、前住所北海道小樽市長橋１丁目２番15号　相愛の里15号室
債務者　山田　幸恵
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２７年（フ）第２９号**
秋田県仙北郡美郷町金沢字茨島222番地３
債務者　島田　知央
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
秋田地方裁判所大曲支部

**平成２７年（フ）第１１号**
栃木県真岡市並木町２丁目26番地６松島ハイツ303号
債務者　桃原　直子
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

**平成２７年（フ）第２５３号**
新潟県五泉市土堀41番地
債務者　増井　　薫
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第２８８号**
新潟市東区松和町７番14号
債務者　坂下　光夫
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第２５号**
福井県敦賀市平和町６番24―102号
債務者　髙橋　正明
1　決定年月日時　平成27年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
福井地方裁判所敦賀支部

**平成２７年（フ）第１５６号**
長野県松本市埋橋１丁目11番25号
債務者　青柳　喜貴
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２７年（フ）第４５号**
長野県岡谷市湊４丁目18番９号
債務者　加藤　正人
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
長野地方裁判所諏訪支部

**平成２７年（フ）第５１号**
長野県諏訪市大字湖南1545番地１　県営住宅湖南団地813号
債務者　福井　　章
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
長野地方裁判所諏訪支部

**平成２７年（フ）第１１２２号**
愛知県東海市加木屋町２丁目37番地の１
債務者　斉藤　信広
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第１２５５号**
名古屋市西区浄心本通３丁目30番地の１　アーバンドエル庄内通411号
債務者　茶谷　裕子
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第１２３号**
三重県亀山市長明寺町709―１　ＭＭハイツＮｏ．１　202号室、前住所三重県亀山市関町新所1752番地
債務者　黒川まち子
1　決定年月日時　平成27年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
津地方裁判所破産係

**平成２７年（フ）第５００号**
兵庫県西宮市枝川町１番149―214号
債務者　鈴木　　武
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２７年（フ）第８２号**
広島県呉市阿賀南２丁目８番28―301号
債務者　北橋　邦行
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２７年（フ）第３７号**
高知県土佐清水市天神町５番25号　笹アパート
債務者　吉村　　徹
1　決定年月日時　平成27年９月14日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
高知地方裁判所中村支部

**平成２７年（フ）第４０号**
高知県四万十市赤松町９番22号　松野アパート201
債務者　森本　賀文
1　決定年月日時　平成27年９月14日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
高知地方裁判所中村支部